

旭山動物園応援商品認定制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭山動物園の更なる魅力向上を目的に継続的な施設整備や各種取組を推進するため、旭山動物園の理念に賛同し、特定商品の販売を通じて売上の一部を寄附することで旭山動物園を応援する「旭山動物園応援商品」（以下「応援商品」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 応援商品とは、物品、サービス又はそれに準ずるものであって、次の各号に掲げるいずれかの方法により売上の一部を寄附として支払い、旭山動物園を応援するものをいう。

(1) 定額型

申請時に申告した定額（10万円以上）を旭山動物園に対して支払うもの。

(2) 変動型

売上に応じた寄附金（10万円を下回った場合、下限を10万円とする。）を旭山動物園に対して支払うもの。

(申請者の要件)

第3条 応援商品の認定の申請を行うことができる者は、商品を主に販売する企業及びそれに準ずる団体であって、旭山動物園の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのない者でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種に該当する者

(2) 各種法令に違反している者

(3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者

(5) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者

(6) その他適当でないと認められる者

(申請)

第4条 応援商品の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭山動物園応援商品申請書（様式第1号）及び商品の内容が分かる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の審査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、次の各号に掲げる認定基準に従い、応援商品として相応しいかを審査するものとする。

(1) 旭山動物園の理念に沿った商品であって、旭山動物園の品位、公共性及び公益性を損なう

おそれのないものであること

(2) 商品の販売収益の中から10万円以上の寄附を見込める(更新の場合は、10万円以上の支払実績がある)こと

2 次の各号のいずれかに該当するものは、応援商品の対象としない。

- (1) 法令等に抵触するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (6) その他応援商品として認定することが適当でないと認められるもの
- (7) 園内における営業行為又はそれに準ずる行為を伴うもの

(審査結果の通知)

第6条 市長は、前条の審査の結果、第4条の申請内容が応援商品に相応しいと認めるときは、申請者に対して旭山動物園応援商品審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、第4条の申請内容が応援商品に相応しいと認められないときは、申請者に対して旭山動物園応援商品審査結果通知書(様式第2号)によりその理由を付して通知するものとする。

(公表等)

第7条 市長は、認定した応援商品及び認定を受けた者(以下「認定者」という。)の企業名又はこれに準ずる団体はその名称を旭山動物園公式ホームページにて公表するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 応援商品に対する認定の有効期間は、認定した日から1年間とする。

(認定の表示)

第9条 認定者は、認定の有効期間内において、「旭山動物園応援商品」の名称を表示することができる。

(寄附の納付)

第10条 認定者は、有効期間終了後の翌月末日までに旭山動物園応援商品実績報告書(様式第3号)により、販売実績及び寄附金額を本市に報告するものとする。

2 認定者は、本市が発行する納付書にて寄附金を納付するものとする。

3 認定者は、実績報告前に寄附金を納付することもできる。ただし、この場合にあっても、第8条に規定する認定の有効期間における売上実績を翌月末日までに本市に報告するものとする。

4 納入先は、旭川市旭山動物園とする。

(認定内容の変更等)

第11条 認定者は、第6条に規定する認定後に、次の各号に該当する変更があったときは、旭山動物園応援商品申請書(様式第1号)を直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 認定品の名称等を変更したとき

- (2) 認定者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
 - (3) 認定品の規格、形状等を著しく変更したとき
 - (4) その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき
- 2 第5条及び第6条の規定は、前項の場合、準用する。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定者が本要綱又は本市の指示に従わないときは、認定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 前項の取消しがあった場合、認定者は寄附金相当額を精算の上、対象商品の販売を停止するとともに、応援商品の名称を削除しなければならない。
- 3 第6条の規定は、前項の場合、準用する。

(申請の取下げ)

第13条 認定者は、応援商品について、自己の都合により申請を取下げることができる。この場合、寄附金相当額を精算の上、取下げようとする日の30日前までに旭山動物園応援商品申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第5条及び第6条の規定は、前項の場合、準用する。

(認定の更新)

第14条 認定者は、応援商品の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間が終了する30日前までに、旭山動物園応援商品申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の更新申請書があった場合は、認定を更新することができる。
- 3 第5条及び第6条の規定は、前項の場合、準用する。

(認定者の責務)

第15条 認定者は、応援商品が第三者の著作権、著作者人格権、知的財産権その他権利を侵害しないことを市長に保証するものとする。

- 2 認定者は、応援商品に付随する各権利者(デザイナー、写真撮影者等)との間の権利処理を、自らの責任と負担において行うものとする。
- 3 応援商品の販売を行うに当たり、権利侵害等による損害が生じたときは、認定者がその費用を負担する。

(権利の譲渡等)

第16条 認定者は、この認定により生ずる権利又は責務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(庶務)

第17条 本制度の庶務は、旭川市旭山動物園で行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前の「あさひやま“もっと夢”基金」サポーター制度要綱及び「あさひやま“もっと夢”基金」応援商品サポーター要領により認定を受けた商品については，令和4年3月31日までは，なお従前の例による。